南部町規則第２４号

南部町職員等の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和８年１１月６日

南部町長　陶山　清孝

（公印省略）

南部町職員等の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

（南部町職員の自家用自動車の公務使用に関する規則の一部改正）

第１条　南部町職員の自家用自動車の公務使用に関する規則（平成１６年南部町規則第１１号）の一部を次のように改正する。

第５条中「平成１６年南部町条例第５０号」を「令和７年南部町条例第２１号」に改める。

（南部町職員等の旅費の支給に関する規則の一部改正）

第２条　南部町職員等の旅費の支給に関する規則（令和８年南部町規則第１４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「平成１６年南部町条例第５０号」を「令和７年南部町条例第２１号」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。